

一般社団法人 日本形成外科学会会員の皆さまへ

勤務医師賠償責任保険

(医師特約条項セット賠償責任保険)

団体割引

20%

口座振替によるご加入をおすすめします!

便利で安心な口座振替をおすすめします。翌年以降、ご加入内容に変更がなく、特段のお申し出または損保ジャパンからのご案内がないかぎり、毎年自動的に継続となりますので、手続きもれの心配がありません。保険料は、ご指定の口座から毎年振替えします。

新規加入・継続加入

手続き方法により申込締切日が異なりますので、ご注意ください。

1. 口座振替の場合

申込締切日：**2021年1月18日(月)**(加入依頼書・預金口座振替依頼書必着)

2. 銀行振込みの場合

申込締切日：**2021年3月19日(金)**(保険料着金分まで)

中途加入

銀行振込みのみのお取扱いとなります。

申込締切日：毎月20日(保険料着金分まで)

保 険 期 間：申込締切日の翌月1日午後4時から2022年4月1日午後4時まで

※20日過ぎの着金分は翌々月1日からの保険開始となりますのでご注意ください。

※この保険制度は一般社団法人日本形成外科学会の会員専用です。会員でない先生はご加入することはできません。

契 約 者：一般社団法人 日本形成外科学会

加入対象者(被保険者)：日本形成外科学会の会員である勤務医師

保険期間：2021年4月1日午後4時～2022年4月1日午後4時(1年間)

〈中途加入も受付けております。〉

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

事故発生時のご連絡先



損害保険ジャパン株式会社

本店専門保険金サービス部 医師賠償保険金サービス課
〒164-8608 東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス5階
TEL. 03-5913-3860 : FAX. 03-3385-3706
(受付時間/平日 午前9:00～午後5:00)

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

[引受保険会社]

株式会社 日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL. 03-5323-2111 : FAX. 03-5323-2123
(受付時間/平日 午前9:00～午後5:30)



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL. 03-3349-5402 : FAX. 03-6388-0161
(受付時間/平日 午前9:00～午後5:00)

- 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)
受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 事故が起こった場合には、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】**0120-727-110** (受付時間) 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

1 保険の概要

ご加入された先生(「被保険者」といいます。)が日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)を与えたことによって、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が支払わなければならない損害賠償金や争訟費用などを保険金額(お支払いする保険金のてん補限度額)の範囲内でお支払いします。

医療付随業務担保追加条項

医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする勤務医専用の補償です。

- 勤務医師賠償責任保険にこの追加条項をセットすることで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。(※身体障害・財物損壊を伴う賠償事故が対象となります)
 - ・勤務する医療機関における会議・事務等の医療行為以外の業務
 - ・大学、大学院における教育、実習教員としての学校業務
 - ・学会、医師会等の運営、専門治療ガイドライン、テキスト作成、学術総会への出席 等
- 患者から受託した財物の損壊による賠償リスク
- 他人のプライバシー侵害等の“人格権侵害”の賠償についても、補償の対象となります。

想定される事例 以下のような事象が発生した場合に、この保険の対象となる可能性があります。

身体障害を負わせてしまった場合 (付随業務担保追加条項)	財物を壊してしまった場合 (付随業務担保追加条項)	
業務で自転車を運転中に誤って歩行者と接触しケガを負わせてしまった。	回診中に、誤って患者のノートパソコンを床に落とし壊してしまった。	診療が終わり、患者が外していたメガネを渡してあげようと手助けした際、落として壊してしまった。
業務で遠方出張の際、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった。	患者のスマホを手渡されたところ、手がすべり床に落下して破損した。	診療にあたり患者に時計をはすすように指示。診療室で一時的に保管したところ、返却後に高級腕時計に傷がついていたとして弁償を要求された。

人格権を侵害してしまった場合(人格権侵害担保条項)	
所属学会で論文を発表した際、誤って個人が特定される病歴を掲載してしまった。当該患者からプライバシーの侵害を訴えられた。	勤務先の院内に不審者がいたため、警備業者と連携し別室に拘束したところ、一般来院患者であったことが判明。不当拘束について、名誉き損として個人的に訴えられた。
学術総会での症例発表の際に他の研究内容について引用したところ、当該研究医師から異なる主旨で発表に用いられたとして、名誉き損で訴えられた。	小児を診療した際、虐待の疑いで警察に通報したところ、患者の親族から名誉き損で訴えられた。

刑事弁護士費用担保追加条項

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用を、補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)
 保険金額は、保険期間(1年)を通じて、500万円となります。

2 保険金額と保険料

この保険は、一般社団法人日本形成外科学会を契約者とする団体契約となっております。20%の団体割引が適用されており、個人で契約される場合より保険料が割安です。
 ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 保険期間1年・団体割引20%一括払

	保 険 金 額		保 険 料 医師1名あたり (保険期間1年間)
	対人 1事故につき限度	対人 期間中	
300型	3億円	9億円	63,200円
200型	2億円	6億円	52,370円
100型	1億円	3億円	41,460円
70型	7,000万円	2億1,000万円	33,740円
50型	5,000万円	1億5,000万円	29,500円
30型	3,000万円	9,000万円	24,600円
1型	100万円	300万円	4,800円

※2021年4月1日より300型が新設されました。
 ※保険料は保険料控除の対象となっております。
 ※上記保険料は、医療付随業務担保追加条項の保険料800円が含まれています。

医療付随業務担保追加条項

担 保 条 項	対象となる損害	保 険 金 額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1事故 50万円		
人格権侵害担保	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて1億円	なし	なし

3 中途加入される場合の保険料

申込締切日以降にご加入される場合は、保険開始日より保険料が異なりますので下記の表に従ってご送金ください。

中 途 加 入 保 険 料												
保険開始日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	
型	300型	57,933円	52,667円	47,400円	42,133円	36,867円	31,600円	26,333円	21,067円	15,800円	10,533円	5,267円
	200型	48,003円	43,647円	39,280円	34,913円	30,547円	26,190円	21,823円	17,457円	13,090円	8,733円	4,367円
	100型	38,003円	34,547円	31,100円	27,643円	24,187円	20,730円	17,273円	13,817円	10,370円	6,913円	3,457円
	70型	30,933円	28,117円	25,310円	22,493円	19,687円	16,870円	14,063円	11,247円	8,440円	5,623円	2,817円
	50型	27,043円	24,587円	22,130円	19,663円	17,207円	14,750円	12,293円	9,837円	7,380円	4,913円	2,457円
	30型	22,553円	20,497円	18,450円	16,403円	14,347円	12,300円	10,253円	8,197円	6,150円	4,103円	2,047円
	1型	4,403円	3,997円	3,600円	3,203円	2,797円	2,400円	2,003円	1,597円	1,200円	803円	397円

※中途加入の締切日は毎月20日となります。(たとえば、保険開始日6月1日の場合、申込締切日は5月20日となります。)よって20日過ぎの着金分は翌々月1日からの保険開始となりますのでご注意ください。

ご加入の先生方へのご留意事項

- 日本医師会(日医)A①会員(注1)およびA②会員(注2)の先生は、すでに日医保険で1億円の保険(自己負担額100万円)にご加入のため、この保険には1型しかご加入できません。
 保険制度は特に一般社団法人日本形成外科学会会員先生のために、1985年4月1日より開始しましたが、1987年7月1日付で、日本医師会でも「日本医師会賠償責任保険」制度に勤務医の先生もご加入できるようになりました。
 一般社団法人日本形成外科学会会員先生のための本制度と日医保険との調整上、上記(太字)のような取扱いとなりますのでご注意ください。
 (注1)日医A①会員とは、主として開業している会員で、病院・診療所の開設者、管理者およびこれに準ずる方で、A①会員の会費を支払われた先生。
 (注2)日医A②会員とは勤務医の先生で、A②会員の会費を支払われた先生。
- 契約継続手続きもれのないようご注意ください。
 医療行為をした時点でせっかくこの保険にご加入になっていても、損害賠償請求を提起された時点で保険が切れておると、何ら補償は受けられません。ご契約を切れ目なく継続されることが重要です。
- 現在、別の医師賠償責任保険へのご加入の場合、本契約への切り換えは可能です。
 現在ご加入になられている保険の満期日と本契約の保険始期に、ブランクが生じないようにご注意ください。
- 本契約は一般社団法人日本形成外科学会を契約者とする団体契約のため、最高の団体割引率20%が適用されており個人で契約されるより割安です。
- 形成外科に関する事故だけでなく、
 標榜科目を問わず、日本国内で行った医療行為によって患者の身体に障害を与え法律上の責任を負担した場合に保険金のお支払いの対象となります。

4 お申込方法

1 個人でお申込される場合

保険料のお支払方法は、**口座振替**と**銀行振込み**からご選択ください。

※従来、銀行振込みをご利用の先生にも、ご契約が切れ目なく継続される「口座振替」でのご加入をおすすめします。

＜**口座振替の場合**>

(1)加入依頼書<個人加入用>と預金口座振替依頼書にもれなくご記入・ご捺印ください。

(2)返信用封筒にて取扱代理店(株)日税サービス宛にご郵送ください。

申込締切日：2021年1月18日(月)(加入依頼書・預金口座振替依頼書必着)

口座振替日：2021年3月1日(月)

ご注意

※金融機関は預金口座振替依頼書記入例の提携金融機関一覧表をご参照のうえ、ご記入ください。

※必ずご指定口座の金融機関届出印をご捺印ください。

※預金口座振替依頼書の不備や残高不足などで、万一保険料の振替えができなかった場合は、2021年3月中旬に学会指定口座への銀行振込みをご案内させていただきます。

※この制度では保険料収納業務を第一生命カードサービス(株)に委託しております。

<p>◎すでに口座振替で加入済みの皆さまへ</p> <p>①加入依頼書のかわりに現在のご加入内容を記載した「変更依頼書」を同封しております。</p> <p>②ご契約内容に変更がある場合は「変更依頼書」に変更内容をご記入のうえ、取扱代理店の(株)日税サービス宛、FAX後、返信用封筒にてご郵送ください。</p> <p>※お申込内容に変更がない場合は、変更依頼書のご提出は不要です。</p>

＜**銀行振込みの場合**>

(1)加入依頼書<個人加入用>をご記入のうえ、取扱代理店の(株)日税サービス宛にFAXください。

(2)お近くの銀行より保険料をお振込み願います。

※ATM機からの送金、インターネット送金でも結構です。振込人名は、ご加入される先生の「個人名」でお願いします。

※「個人名」の他に補足事項をつける場合は、「個人名」の後につけてください。

例)ケイセイタロウ○○ダイガクビョウインケイセイゲカ

(3)加入依頼書<個人加入用>を返信用封筒にてご郵送ください。

申込締切日：2021年3月19日(金)(保険料着金分まで)

<p>保険料振込先</p>	<p>みずほ銀行 早稲田支店 普通 2217065 日本形成外科学会 医師賠償責任保険口</p>
---------------	--

ご注意

※振込み手数料は、振込人負担となっております。

2 医局などで2名以上まとめて手続きされる場合

(1)加入者の明細を、加入依頼書<一括加入用>にご記入のうえ、取扱代理店の(株)日税サービス宛にFAXください。

(2)合計保険料を一括ご送金ください。

(3)加入依頼書<一括加入用>を返信用封筒にてご郵送ください。

申込締切日：2021年3月19日(金)(保険料着金分まで)

ご注意

※振込み手数料は、振込人負担となっております。

3 中途加入の場合

中途加入は**銀行振込みのみ**の取扱いとなります。

申込締切日:毎月20日

保険期間:申込締切日の翌月1日午後4時から2022年4月1日午後4時まで

ご注意

※中途加入による保険開始日は、毎月1日のみの取扱いとさせていただきます。

4 保険期間(有効期間)

毎年4月1日午後4時から1年間となります。

この保険期間内に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。**初年度契約**(2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で、以後の継続契約を除きます。)締結前に知っていた(不注意によって知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険料をお支払いできません。

中途でご加入される場合は、**保険の効力は学会指定口座に保険料が銀行振込された日(着金日)の翌月1日より2022年4月1日まで**となります。(なお、中途加入の締切日は毎月20日となります。よって20日過ぎの着金分は翌々月1日から2022年4月1日までとなります。)

5 手続き上の留意点

(1)契約手続きもれのないようにご留意ください。

医療行為をした時点でせっかくこの保険にご加入になっていても、損害賠償請求を提起された時点で保険が切れておりますと、何ら補償は受けられません。ご契約を切れ目なく継続されることが重要です。

(2)告知義務(ご契約締結時における注意事項)

①保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

■保険契約加入依頼書等の記載事項すべて

※保険契約加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

②保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約加入依頼書の以下の項目をいいます。

・被保険者欄 など

(3)通知義務(ご契約締結後における注意事項)

①保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ^(*)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■保険契約加入依頼書等の記載事項の変更

・保険金額等ご契約内容を変更される場合

・標榜科目を変更される場合 など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

②以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

■ご加入者の住所などを変更される場合

③ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

損害賠償請求期間延長担保追加条項について

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません(保険期間中に事故の発生を認識し、解約の申し出前に損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎり

ではありません。)。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりませう。

5 保険金をお支払いする場合

勤務医師賠償責任保険

- ①ご加入された先生(「被保険者」といいます。)が日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)を与えたことによって、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が支払わなければならない損害賠償金や争訟費用などを保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)の範囲内でお支払いします。
- ②次の医療事故により、被保険者ご自身が法律上の損害賠償責任を負担した場合も、保険金お支払いの対象となります。
- 被保険者の直接指揮監督下にある被保険者以外の医師、看護師、放射線技師、薬剤師等のコメディカルスタッフによる医療事故
 - 標榜科目以外の医療行為に起因する医療事故
 - 出張診療等で常勤以外の医療施設において行った医療行為に起因する医療事故(注1)
- ③先生方の医療行為に起因する事故で、勤務先の医療施設が一旦被害者に損害賠償金等を支払い、そのうえで先生に対して「求償」することが想定されますが、この場合にも保険金のお支払いの対象となります。(注2)
- (注1)医療施設等がご契約者、ご加入者となって、その医療施設に勤務されている先生を対象に医師賠償責任保険(勤務医師包括担保追加条項)に加入している場合がありますが、その医療施設以外で医療行為を行った際の医療事故は、その医療施設の医師賠償責任保険では対象となりません。今回ご案内する勤務医師賠償責任保険へのご加入を検討ください。
- (注2)ただし、この保険はいかなる場合も医療施設の開設者・管理者・法人等・先生ご本人以外の責任を肩代わりするものではありません。

